

広島県告示第千二百三十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年十一月二日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 桑田地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市山波町の国土地理院四等三角点「小倉ノ内」（北緯三四度二四分四〇秒九八七五、東経一三三度一三分三四秒四三八八、標高一八・〇七メートル）

基点一 基準点から二一六度〇二分五八秒の方向一九三・三五メートルの点

基点二 基点一から一六二度一八分二一秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二五二度一八分三四秒の方向三五四・五二メートルの点

基点四 基点三から三四二度一八分二一秒の方向五〇・〇〇メートルの点

2 東尾道地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市東尾道の国土地理院四等三角点「東尾道」（北緯三四度二四分五八秒九二四三、東経一三三度一四分〇八秒九六七一、標高三・四九メートル）

基点一 基準点から二六九度一六分一七秒の方向一五九・二九メートルの点

基点二 基点一から一八〇度〇〇分〇〇秒の方向四六・〇六メートルの点

基点三 基点二から二七〇度〇〇分〇〇秒の方向四四・〇〇メートルの点

基点四 基点三から三二八度三二分〇七秒の方向五〇・〇〇メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物